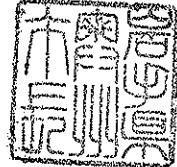




奥都企第54号  
平成19年5月7日

国土交通省道路局長様

奥州市長 相原正明



中長期的な計画の作成にあたっての意見の提出について

平成19年4月2日付けで依頼のあった標記について、別紙のとおり提出します。

(国直轄事業に対する地方負担の廃止)

- 1 本来国の責任において整備すべき国道など直轄道路整備事業について、利益の享受を理由として事業費の一部負担(事業費の4分の1)を地方公共団体に求めているため、逼迫する財政運営を強いられている地方公共団体としては、整備事業そのものを抑制せざるを得なくなる。については、国直轄事業に対する地方負担を廃止し、国の負担において整備するよう意見する。

(道路特定財源の地方配分比率引き上げ)

- 2 地方公共団体が管理する道路は、住民生活に欠かせないものとなっており、生活関連道路が主体であり、その道路に対する整備要望が多く、後年度を含めて財政負担が大きいことから要望に応えきれていないのが実情である。これら生活関連道路に対する要望に応えていくためにも道路整備特定財源制度の堅持は、地方公共団体共通の要望であり、更に道路特定財源の地方配分比率を最低でも国：地方＝5：5(現行は、国：地方＝6：4)とするよう意見する。

(地方道路整備臨時交付金使途枠に地方提案制導入)

- 3 地方道路整備臨時交付金は、基本的には道路改良など道路整備事業に充当するものとされているが、地方道路の維持管理費用など道路関連事業に幅広く充当できるよう地方からの提案制を導入し、地方の裁量枠を拡大できるよう意見する。